

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

〈くらし創造部、景観・環境局、警察本部〉

開催日時 平成31年3月12日（火） 10:02～11:22

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

安井 宏一 委員長

松尾 勇臣 副委員長

亀田 忠彦 委員

川口 延良 委員

井岡 正徳 委員

藤野 良次 委員

岡 史朗 委員

西川 均 委員

清水 勉 委員

宮本 次郎 委員

山本 進章 委員

小泉 米造 委員

欠席委員 なし

出席理事者 村井 副知事

末光 総務部長

榊田 くらし創造部長兼景観・環境局長

遠藤 警察本部長

森本 生活安全部長

太田 刑事部長

桑原 交通部長

片桐 警備部長

星場 警務部長

ほか、関係職員

傍聴者 2名

議 事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○安井委員長 それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

3月8日の清水委員のまちづくり推進局の質疑に関する資料を、お手元に配付いたしておりますので、よろしくお願いします。

それでは、日程に従い、くらし創造部、景観・環境局、警察本部の審査を行います。

これより、質疑に入ります。その他の事項も含めまして質疑等があれば、ご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑に対しまして、明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

また、マイクをできるだけ近づけて答弁いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ご発言を求めます。

○清水委員 2点だけ確認させていただきたいと思います。

まず、平成31年度予算の中で第10回目を迎える奈良マラソンについてです。この10回目を記念して、何か今までと違った内容あるいはこういう企画を考えているということがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○三原スポーツ振興課長 奈良マラソンの第10回の記念大会に向けての取り組みの検討について答弁をいたします。

平成31年2月8日に、奈良マラソン実行委員会総会が開催され、記念となる第10回に向けて、これまで参加・支援をしていただいた方々に感謝するとともに、記念大会を祝い、盛り上げることのできる企画運営を目指すという基本方針が確認されております。県としても、節目の大会ですので、それを盛り上げるために記念大会のレセプションの開催等の経費を負担するなど支援することとしています。

さらに奈良マラソン実行委員会での議論を通して、同事務局と連携することにより、例えばですが、エキスポの参加市町村の拡大や沿道応援の充実など、おもてなしの充実を図り、第10回記念大会を盛り上げていきたいと考えているところです。

○清水委員 1点提案があります。私の知り合いの方から提案をいただいた内容なのですが、この方は過去9回連続完走されています。その様な中で、その方に、有利なことというわけではないのですが、なかなか9回連続して当選をして完走する方の数は多くはないと思いますので、同じように抽せんをして出ていただくのか、もしくは10回目については、おめでとうという意味合いも込めて、招待をさせていただくというお考えはあ

りますでしょうか。

○三原スポーツ振興課長 ただいま、清水委員からご提案をいただいた件です。人数について言いますと、フルマラソンのほうは、例えば第1回大会から9回連続で、清水委員にご紹介いただいたような方が、大体200人を超え、214人ほどと聞いております。もう一つ、短い10キロメートル種目があるのですが、そのどちらかを完走された方となりますと、もう少しふえて333人ほどと聞いております。先ほどご説明をいたしました、奈良マラソンの第10回大会の基本的な考え方ということで、これまで参加支援いただいた方への感謝の気持ちというところを、基本方針としておりますので、具体的な、例えばエントリーの方法でありますとか、詳細な内容については、奈良県だけの事業ではありませんので、奈良マラソン実行委員会で、企画立案に積極的に提案をして検討していきたいと思っております。

○清水委員 宝くじに10回連続当たるといとなかなかありませんし、非常に運のいい方が、しかも完走されているという条件であれば、そんなに異論が出ないのではないかといい気もしますが、実行委員会で議論していただいた上で取り決めをしていただいたら結構かと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

もう一点、県警察本部に1点だけお伺ひしたいと思っております。

私の近所、王寺町もそうですし、その他の市町村もそうだと思うのですが、結構、信号機が老朽化していたり、新たに新設要望の箇所がありますが、その新設が非常に難しいという事情もよくわかります。

一番気になるのが、特に歩行者対策としての横断歩道です。きょうも、私は2回ほどとまりました。横断歩道で立たれていて、渡る意思をなかなか表示されないで、右を見たり左を見たりされている。ところが、その横断歩道自身が、そこに横断歩道があるのかどうかあまりわからない。そういった状況が結構見受けられます。それぞれの要望が市町村などから上がっていると思っておりますので、まずは市町村要望に対して、どの程度取り組みができたかということ、去年の分だけでも結構ですが、その率がわかればお教えいただきたいと思っております。

○安井委員長 それは横断歩道、信号機の件ですか。

○清水委員 2件ともです。

○安井委員長 信号機と横断歩道について。

○桑原交通部長 清水委員から信号機と横断歩道の新設、補修等の要望に対して、どの程

度応えられているかという質問です。

まず、平成30年度の状況ですけれども、信号機に関しては新設の要望が県下で68カ所あります。このうち、信号機の設置の条件という警察庁から示されたものがあるのですが、これを満たして、かつ必要性、緊急性があると私どもで判断した11カ所について、今年度中に新設する予定をしております。

また、信号機の秒数の見直しや、改良の要望が県下で192件あります。これらも、必要性、緊急性があると判断した152件について、今年度中に実施する予定としております。

横断歩道の新設については73本の要望があります。これらについて、現場調査を終えて設置可能な場所だということを判断して、かつ年度内に施工可能な37本を新設する予定としております。

横断歩道の補修要望については、平成30年度の上半期分、前年度の未補修分含めて712本ありました。上半期までに要望のあったものについては、全て補修できる予定となっております。ただ、今年度下半期に補修要望のあったものについては予算、工事の施工期間の問題から来年度回しにならざるを得ないという部分もあるということです。

○清水委員 信号機の中で条件を満たした11カ所というお答えだったと思うのですが、68カ所のうち条件を満たしたものが11カ所ということは、残りは57カ所ありますが、この57カ所については、全て条件が満たされていないということなのでしょうか。それとも何割かは条件は満たしているけれども、未実施だということですか。その詳細についてもう一度お願いしたいと思います。

○桑原交通部長 信号機の設置の条件は、いろいろありますけれども、その条件そのものを満たしているものは、もう少しあります。68件中41件が該当します。そのうち、当方で現場調査等を行って、必要性、緊急性があると判断した11カ所について、設置予定ということです。

○清水委員 信号機については、人命にかかわるものですから、できるだけつけていただきたいと思います。過去は6カ所、7カ所程度だったと思いますので、過去に比べたら11カ所ですから、若干ふえたという気はするのですが、それでも30カ所が依然残っていて、さらに要望が出ると、また、それも積み残しということにもなりかねませんので、この予算の確保が、ぜひとも必要だと思います。先ほどの横断歩道についてもそうなのですが、上期要望分については、ほぼ全部ができたが、下期については来年度予算に回さざる

を得ないということになりますと、補修の状況が結局は2分の1ぐらいずつは翌年度送りということになってこようかと思えます。これはぜひとも、もう少し予算をつけていただきたいと思えます。これは財政担当に言ったらいいのか、副知事に言ったらいいのか、平成31年度の予算は、もうこの中にありますので、内容を審査していただいて、ぜひとも必要だということが警察から上がってきたときは、補正で対応するというぐらいの気持ちで、柔軟な対応をこの予算についてはしていただきたいと思えますので、要望します。

○亀田委員 2番バッターで行かせていただいて、うまくクリーンナップにつないでいきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。しっかりとした送りバントしますので、走っていただいて。

2点質問と1点要望です。1点目は、「平成31年度一般会計・特別会計予算案の概要・平成30年度一般会計・特別会計2月補正予算案の概要」の21ページの国民体育大会の近畿ブロック大会が、ことし奈良県で行われるということです。近畿2府4県ですから、6年に1回回ってくるので、その6年に1回の当たり年がことし来ているということですけれども、橿原公苑陸上競技場ほか40会場、32競技ということで、そこその予算もついているのですが、内容について詳しく教えていただきたいと思えます。

○三原スポーツ振興課長 国民体育大会の近畿ブロック大会について、ご説明いたします。

こちらは国民体育大会のブロック代表を決める予選会として、日本スポーツ協会、近畿2府4県の体育協会及び近畿2府4県などの共催により開催するものです。亀田委員からお話がありましたとおり、大会は各府県の持ち回り開催でして、平成31年度は本県が開催県となっております。この大会運営については、各競技団体と、新年度に設立を予定をしております、奈良県の実行委員会が行うことになっております。実行委員会の構成ですけれども、県体育協会、各競技団体のほか、県あるいは会場の市町村の関係者で構成する予定です。

大会は、本大会と冬季大会があります。8月を中心に31競技は本大会のブロック予選です。また、12月を中心にアイスホッケー競技1競技の合計で32競技の予選会を行います。競技会場は41会場ですが、県内を中心に手配をするように調整を進めているところですが、大会には約4,500人の役員、監督、選手の参加が見込まれますので、運営に当たっては、県体育協会、競技団体等と連携し、また、近畿府県のお力もかりながら、万全を期して取り組んでいきたいと考えております。

○亀田委員 万全を期してとありましたので、ぜひよろしく願いしたいと思えます。ほ

ば県内のスポーツ施設を使われるのだらうと認識もしていますので、当然、関係する人たちは応援にたくさん来られるのですが、もし周知ができるのであれば、奈良県開催なので、奈良県の選手を応援するといったところも何か知恵があればしていただきたいと思っています。

1つ言いたいのは、大会は、毎年のことですけれども、特に奈良県開催なので、近畿ブロック大会を勝ち抜けば本戦に出られることになるのですが、できるだけ奈良県の選手がたくさん出ていただけるにこしたことはないという中で、おそらく競技団体の話になるのですが、例えば高校を卒業してかなりのトップアスリートがほかの府県の大学に行っていて、国体で奈良県の看板を背負って大会に出るといってもあると思うのですけれども、例えば大学生みんなが裕福ではないので、なかなか旅費や、いろいろな費用の面で断念されることもあると思います。日の丸を背負って大会に出るオリンピック選手の気持ちと一緒に、奈良県というエンブレムをつけて大会に出ることで、奈良県に対しての思いも深くなるでしょうし、大学を卒業したら、社会人でも国体に出るために、奈良県に帰ってきていただいて就職していただくというと、こじつけかもしれませんが、つながっていったらと思います。奈良県出身だという思いを持っていただくという意味でも、競技団体に対していろいろな連携をとっていただいて、できるだけ奈良県の選手がいい活躍ができる後方支援ができるようになればと思います。

アスリートの観点で言いますと、奈良県を代表しているという意識の植えつけにもなるのではないかと思いますので、改めてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、有害図書のことでお聞きしたいのですが、最近少し減ってきましたけれども、コンビニエンスストアなどでもコーナーを仕切って、有害図書の販売しているところがあります。青少年健全育成条例も整い、ある一定の基準があって、その基準に満たなければ指導が入ることにはなっているのですが、そのあたりの、取り組みについて教えていただきたいと思います。

○東川青少年・社会活動推進課長 有害図書については、条例に基づいて各店舗で図書を区分して陳列することや、18歳未満は閲覧、購入できない旨の表示をすることにより、有害環境の浄化を図っているところです。

具体的な取り組みとしては、毎月1回以上、職員が県内のコンビニエンスストア等に立入調査を実施し、有害図書が仕切り等で一般雑誌と区分して陳列されているかどうか、年齢による販売制限表示がなされているかどうか、また、青少年らしき者が購入するに際し

ては、18歳以上であることを運転免許証等の身分証明書により確認しているかどうかといった項目について、店内を確認し、オーナーや店長、店員に質問して確認をしております。

特に7月、8月の青少年の非行被害防止強調・強化月間や11月の子供・若者育成支援強調月間においては、教育委員会、生徒指導支援室や県警察少年課、そのほか県内市町村の担当職員とともに集中的に立入調査を実施しております。県内には約500店舗のコンビニエンスストアがありますが、年間、その3分の1の約160店舗から170店舗に対し、立入調査を実施しております。毎年度、50件から60件ほど指導しており、事後に改善されたかどうかについても確認を行っております。

また、コンビニエンスストア側でも、有害図書の販売を中止するという報道がなされておりますが、県としても、このような動きを注視しながら、今後も一般雑誌等の中には有害図書に該当するものがまざっている可能性があることから、引き続きコンビニエンスストア等に対する立入調査を継続し、青少年の健全育成に努めたいと考えております。

○亀田委員 事前に確認していたのですが、500店舗あるということなので、全てを立入検査をするのはかなり大変な作業ではありますが、それをやっていたらということ、改めて聞かせていただいて認識をしました。

ただ、私も日ごろコンビニエンスストアを使いますけれども、どう考えても、子どもの視線の目の前に有害図書が置かれている状況は結構見ます。数が多いということもあるし、マンパワーのこともあるので、全てにおいて細かく徹底するのは難しいかもしれませんが、コンビニエンスストアが販売を中止するという動きにもなっているという、時代の流れもあり、そういう図書を購入する人も減ってきているのかもしれないという時代に入ってきたのではないかと感じます。そのあたりの情勢も見ていただきながら、県としてもしっかりと取り組みをしていただきたいと思います。さらに青少年・社会活動推進課担当になるのかどうかわかりませんが、奈良県はインバウンドに、しっかりと取り組んで、外国人の観光客を誘致していますけれども、よく聞くのは外国人がコンビニエンスストアでああいうものを売っているのを見ると、とても考えられないと感じるそうです。外国の人から見たら、文化の違いがあるのかもしれませんが、とても不思議な光景だと言われる。奈良県は観光で売っていかうという側面もあるので、青少年健全育成条例は、青少年のための条例ですから、外国人に適用してどうこうということはないと重々承知しているのですが、青少年の健全育成につながる取り組みとあわせて、外国人が来たときに、奈

良県のコンビニエンスストアや、書店にはそういったものがない、ないというのは、一部の人から批判を受けるかもしれませんが、売り方があると思う。店頭になくなくてもよい売り方を工夫すればよい。そういったものを、当然、好まれる方もいらっしゃいますし、販売するほうの権利もありますから、全てにおいてだめというわけにはいかないと思いますけれども、公の目につくところでの陳列販売は、できるだけ抑えていくほうがいいのではないかと思います。外国人に向けての取り組みはどのようにできるのか、有害図書というくくりでいけば、青少年・社会活動推進課長のところ、くらし創造部になるということもありますので、ご検討いただきたいと思います。あわせてよろしくお願ひしたいと思います。

最後に1点要望です。これは県警察本部に対してです。最近よく聞くのですが、事故に遭ったときに保険が適用されないという話です。具体的に申し上げますと、車両同士が事故を起こし、例えば簡易な事故で、どちらも体にけががなく、現場に警察が来て対応していただく。車は動かないからレッカーを呼ばなければいけないというときに、当然、双方保険に入っておられると思いますので、保険会社を通じてレッカーを呼んで車をどかせてもらうという一連の作業はよくあることだと思うのです。当然保険を掛けていますから、保険会社がレッカー事業者に費用を払うことになる。しかし、まれなケースというか、よくあることなのかもわかりませんが、事故が大きくて、例えば、車の持ち主が意識がない、ドライバーが救急車で運ばれてしまったが、車両は道路上に残ったままになっていて、一刻も早く車をどかさなければいけないというときもある。そのドライバーに、どこの保険に入っているのですか、保険会社を通じてレッカー車を呼びますか、どうしますかという確認ができないということです。体が元気できちんと対応ができれば、保険会社を通じて呼ばせてもらうといった対応ができるでしょう。その対応ができないときに、例えば早く車をどかさなければならぬので、所轄の警察署がそのエリアにあるレッカー会社を、いろいろと緊急事例がありますので、多分つながりがあるので呼んでどかせる。病院で治療を受けて元気になり、車はレッカー移動してもらったのだと思ったら、レッカー会社に来てレッカー代はこれだけかかりますと言う。「済みません、私は、保険に入っているので保険で処理させてください。」という「いや、うちは、保険適用はできません。」と言われて、法外な金額を取られるということが起こっているらしいのです。

保険を掛けていて、事故を起こして、けがをして、それで、保険が使えないで実費を払わされたということです。ただ、法外な金額と言っても、100万円、200万円もとい

うことにはならないので、ほとんどが泣き寝入りしておられる状況だと思います。保険を掛けていて保険適用できるのなら、保険会社に請求してあげることができるレッカー会社もあるだろうと思うのですけれども、全国的に見るとそういった事例もあると聞いております。これは県警察に言ってどうなるという話ではなく、レッカー会社と、その当事者の方々の話かもしれませんが、本人がけがをして運ばれ、その現場にいないので、どうしようもなく、所轄の警察署が呼んだレッカー会社でそういうことになるというのは、おかしいのではないかと思います。特に観光客が多い奈良県においては、レンタカーを借りて事故を起こしたら、レンタカー会社に連絡をとればいいのかもありませんけれども、連絡がとれない場合にレッカー会社を呼んで、後でレンタカー会社の保険が適用できないから、旅行者本人が何万円も請求されたということにならないように、県警察にお願いするのも筋違いかと思いますが、全く関係ないことでもないと思いますので、県内の各警察署は、そういった事例があったときには、けがをされた方の使い勝手のいいように、そのために保険を掛けておられるのですから、保険を使えるようにしてあげる柔軟な対応をしていただきたい。県内は多分そうなっていると思いますが、一度、調査もして、そのようにしていただけたらありがたいということを通告もしていませんでしたので、要望だけさせていただきます。また、折を見てお聞きするかもしれませんが、また状況がわかれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○宮本委員 2点質問します。1点は先ほど有害図書の話がありました。特に通告はしていなかったのですが、私も非常に気になっているのが、コンビニエンスストアとあわせて、最近ではネットカフェです。よく会議と会議の合間に1時間ぐらい余ったときなどにパソコンで作業するのに非常に便利で、文書をさくっとつくってプリントアウトまでできて、次の会議に間に合うということで使ったりするのですが、子どもを連れて使っておられる方や、ファミリースペースなども非常によくあり、小学生くらいの子どものネットカフェでうろうろしていたりする光景を見ることがあります。

子どもの手の届くところに有害図書もずらっと陳列されているところを見て、どきっとすることがあります。条例に基づくいろいろな立入検査をされているということですが、このネットカフェも対象になっているのかどうか、確認しておきたいと思います。

○東川青少年・社会活動推進課長 ネットカフェについても、立入調査を実施しております。

○宮本委員 ふえつつある店舗数ということで、ネットカフェを対象に入れてやっていた

だいているということですので、これからもぜひ、お願いしたいと思います。

もう一点は県警察に対してですが、横断歩道の問題です。横断歩道は歩行者の聖域と言われていますので、歩行者は保護されるべきなのに、車は横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合でもとまらないという光景をよく見かけます。当然、信号機で制御されている場合は、赤でとまるのですが、信号機がない場合に、歩行者が渡ろうとしているのにどんどん車が行き交うという場面をよく見かけます。平成29年には平群町中央公民館前でも、横断歩道を横断中の歩行者が車にはねられて亡くなる事故もありました。

JAFが調査をしたところ、横断歩道を渡ろうとしている人がいる場合、法律では車は、とまらなければいけないわけですが、とまらない車がどれくらいあるかを調べると、9割以上がとまらないということでした。最近はいろいろと啓発もされていますから、少しずつ改善はされているみたいですが、それでもびたっととまる車は1割に満たないという状況がありました。

そこで、一昨年あるいは昨年の横断歩道における交通死亡事故の発生件数、それを踏まえた横断歩道の交通事故抑止対策について、現状をお聞きしたいと思います。

○桑原交通部長 宮本委員から、横断歩道における交通死亡事故の発生件数、それから発生状況を踏まえた抑止対策ということです。

まず、横断歩道における死亡事故の発生件数ですけれども、歩行者が道路を渡っていた際に車にはねられてお亡くなりになったという死亡事故は、平成29年中は16件でした。それから、平成30年中は10件発生しております。このうち横断歩道を横断中の事故は、平成29年中は5件、平成30年中は3件でした。これらの実態を踏まえた取り組みですけれども、まず、横断歩道を横断する歩行者が被害に遭う死亡事故を抑制すべく、県警察においては、歩行者事故の多い箇所を中心とした交通安全施設の整備等の交通環境の改善を行っております。また、横断歩行者妨害等違反に対する交通指導取り締まりを強化するとともに、関係機関、団体の皆様方の協力を得て、マグネットシートやチラシを活用した広報啓発活動、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、横断歩道にかかわる交通ルールの浸透、定着に向けた活動を推進しているところです。

○宮本委員 当然、横断歩道があるところは減速してとまることを心がけていますが、たまに対向車線の車が全然とまってくれないと、後ろからクラクションを鳴らされたりして、早く行けと言われるといった非常に厳しい状況がまだあるわけで、ぜひ、交通ルールの徹底、啓発をしていただきたいということを要望しておきます。

一時期、何年か前でしたが、警察本部長が来られて交通パトロールの音楽を流そうという事で一生懸命取り組まれたことがありました。どこに行ってもパトロールの車が、音楽を流して走っているという状況が県内に広がった時期があり、そういう県警察のイニシアチブでキャンペーンが浸透すると、県民の意識も非常に上っていったことを私もいまだに記憶をしているわけですので、ぜひ、この春の交通安全週間などに向けて、横断歩道の安全対策の啓発をさらに強めていただきますよう要望します。

○岡委員 それでは、1点質問と1点要望をいたします。

「平成31年度一般会計・特別会計予算案の概要・平成30年度一般会計・特別会計2月補正予算案の概要」の60ページの消費者行政強化・活性化事業ですが、昨今、いろいろな報道等を見ていると、私の手元へのいろいろな相談もそうなのですが、架空請求の内容のものが最近非常に多くなったと思っております。実は、私の携帯にも架空請求に似たメールが最近時々入ります。どこで、誰がアドレスを入手して送って来るのかと思います。本当に最近は油断もすきもない時代になりましたけれども、この架空請求の犯罪等について、現在どのような状況なのか、これからの取り組みについてどう考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○田中消費・生活安全課長 架空請求についてご質問をいただきました。

県及び市町村に電話等により、相談、問い合わせがあった件数を見ますと、平成29年度は約900件で、5年前は約170件でしたので、5.3倍に増加しています。

架空請求の手口としては、最近では、公的機関を名乗ったはがきによるケースが多くなっております。これらのうち、平成29年度は、高齢者がターゲットにされているものが全体の6割を占めております。このような現状にあつて、被害を未然に防ぐため、県消費生活センターに架空請求等の特殊詐欺を含め、消費生活相談に対応する相談員を15名配置し、消費者ホットライン等を通じて、電話相談や面接等に当たっているところです。

また、県消費生活センターでは、このような被害を防ぐため、高齢者向けの講座を年25回開催するなど、注意を呼びかけているところです。さらに、県ホームページや県民だより等で注意を呼びかけ、啓発チラシを作成し、県警察、市町村、関係機関に配布、広報の協力を求めるとともに、県と包括連携協定を締結しております市民生活協同組合奈良コープなどに、夕食の宅配時にチラシの配布をお願いしているところです。

引き続き、県警察、市町村、関係機関等との連携を密にして、被害の根絶に向けて積極的に取り組んでいきます。

○岡委員 一生懸命にやっただいていてというご報告でしたが、ふえているという現状を見ると、もっとしっかりとした対策を引き続きやっていかなければならないのではないかと思います。先ほどは60%が高齢者という話もありましたが、高齢者というのは、特にお一人の高齢者や、高齢者夫婦で住んでいる方などが一番危ないのですか。この間も報道番組を見ていたらありましたけれども、周りに相談する人がいないという点が盲点かという思いもいたします。

それともう一つは、そういうお年寄りとしょっちゅう接している方が、目配り、気配りをするによって未然に防げることがあるということです。例えばこの間も報道にありましたけれども、介護ヘルパーがご老人の方の様子を見て、少しおかしいということで、おれおれ詐欺、振り込め詐欺などの被害を未然に防止ができたという話もありました。要は、何が大事かと言ったら、一番最前線でそういうだまされやすい方々に接することの多い方、例えば、今言ったようにヘルパーや、デイサービスのスタッフなど、ほとんど毎日か、2日に1遍ぐらいその家に行ったり来たりしながら、本人とも会話をしている方々に、もっと意識を強く持ってもらえるようなアピールと、情報伝達も必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○田中消費・生活安全課長 岡委員ご指摘のとおり、介護事業者、ヘルパーなどは、日ごろから高齢者の方と接しておられるということで、介護関係の方から、県消費生活センターに対して、お世話している高齢者がだまされているみたいだとかご連絡をいただき、これに基づいて、被害を未然に防いだ事例もあります。

このため、県では介護の関係の方などを消費者被害の発見の担い手として、新たに育成することが必要だと考えており、具体的には第2次消費者教育推進計画において、介護福祉士等に向けた説明会、研修会の実施を具体的事業として掲載しており、現在、介護福祉士等の方々に向け、どのようなアプローチをするのが効果的か等について検討しているところです。

いずれにしても、架空請求の根絶に向けて、さまざまな角度から取り組んでいきたいと思っています。

○岡委員 新たにそういう方面にも呼びかけるということですので、お願いしたいと思えますけれども、現場の方々に伝わるのが一番大事だと思うのです。そのためには、目に見えるものが一番手っ取り早いと思うのです。簡単に言えば、啓発のチラシなど、目に見える形で、もちろん言葉を添えられたら一番いいのですけれども、何かそういうものです。

例えば1つの例ですけれども、現在県下に介護事業者がたしか数百ぐらいあると思いますが、そういうところに、例えば定期的にダイレクトに日ごろの犯罪状況や、最近、こういうことが多いといった呼びかけをする啓発のチラシをお届けする。例えばデイサービスでは、来られている方は結構時間に余裕がありますから、そういうものがあつたら、スタッフがそれをみんなに見せながら、最近こういうことがありますと言って呼びかけることができる。そういう効果も狙えると思いますので、特に、介護を受けておられる施設等や、もちろん先ほどありました訪問介護をしているヘルパーとのつながりのある介護福祉士や、特に施設関係に対して、もう少し積極的に目に見えるものをお届けする、それもダイレクトにやるべきではないかと思います。

予算書を見たら、費用負担は、10分の10が国となっているのですけれども、お金はいくらでも使えるということですか。

○田中消費・生活安全課長 10分の10でいただいている部分はありますが、昨今の事情で、国からもなかなかこれまでどおりにはつかないという状況もあります。お金のない中で知恵を絞りながら、工夫して汗をかきながらやっていかなければならないと思っています。

○岡委員 わかりました。国のことだから、そんなに野方図には出さないと思いますけれども、10分の10ですから、頑張って予算を引っ張ってきてください。そして、チラシをつくるなど、いろいろなことをして、犯罪を未然に防ぐ努力をお願いしたいと思います。この件については終わりたいと思います。

最後に要望をかねて、県警察にお願いしたいと思います。平成31年4月30日に天皇陛下がご退位されるということで、その関連事業として、平成31年3月26日に私が住んでおります樫原市に、神武天皇山陵に親謁の儀のために来られるということは、既にご存じのとおりです。

私ごとですが、私も平成31年4月30日をもって、長い議員生活を終わることになりました。偶然にも重なるわけですし、非常に感慨深いものがあります。私の一生にとっても、多分忘れられない行事になるのではないかと思うわけですけれども、ご存じのとおり、この天皇陵は初代天皇の御陵として、これまでも皇室の方々のご報告などで幾度となくご訪問されております。私も樫原市に住んでおり、行事のたびにお迎えした記憶があります。

報道によると、お代がわりを目前に控え、天皇誕生日や新年の一般参賀等を見ていると、例年になく非常にたくさんの方が来られているということで、この流れはおそらく平

成31年3月26日も、そういう傾向があるのではないかと思うわけです。

両陛下におかれては、今上陛下として奈良県へのご訪問は、これが最後でして、歴史的な行事になるということで、お祝いムードと相まって両陛下のお姿を見ようと、今まで以上に大勢の県民の方のお出迎えが予想され、皇室への注目の高まりが最高潮となる中でのご訪問、行幸啓になると思われます。

先般、代表質問でもありましたけれども、この警備については県警察に大変なご苦勞をかけるわけですが、私もすぐ近くに住んでいる人間として、交通渋滞やいろいろな警備の問題が気になるわけです。ここで改めて警察本部長に、この警備の決意を一言いただけますか。

○遠藤警察本部長 岡委員がお述べになりましたとおり、今回の行幸啓は両陛下におかれましては、天皇皇后両陛下として奈良県への最後の行幸啓です。そして、歴史的にも大変重要な行事です。したがって、相当数の歓送迎者の方々が予想されます。県警察では、既にこのたびの警備のために体制を強化して、県をはじめとする関係機関と連携をしながら、いろいろな準備を進めているところです。

今後本番まで情勢を踏まえて、的確な対策を講じ、しっかりと準備をして、両陛下のご身の安全確保と、歓送迎の皆様への雑踏事故の防止を図るとともに、今回の行幸啓が県民の皆様にとっても、思い出深いものとなるように県警察総力を挙げて警備にも万全を期したいと考えております。

○岡委員 以上で終わります。

○山本委員 2点お伺いしたいと思います。

1点目は、一般社団法人奈良県調理師連合会という団体があるのですが、栄養士会と同じように、県民の食のあり方、食品の衛生的な取り扱いなど、さまざまな食に関する情報提供や講習会を実施していると聞きますけれども、県は、この調理師連合会の活動に対してどのようにかかわっており、今後、どのように連携していくのかお聞きしたいと思います。

○田中消費・生活安全課長 調理師連合会と県のかかわりについて、ご質問を頂戴しました。

まず1つは、調理師法で調理に従事する調理師は、2年ごとに知事に対して、調理師業務従事者届の届出を義務づけられていますが、県では調理師連合会に届出受理などの事務を委託し、協力をいただいております。

また、県が実施するふぐ処理師試験では、調理師連合会所属のふぐ処理師2名に試験委員になっていただいているほか、同じく県が実施する調理師試験において、調理師試験の案内チラシの配布へのご協力をお願いし、試験会場の運営にも協力いただいています。

さらに、調理師連合会が自主事業として、会員の衛生技術向上等を図るため、年に3回、食中毒防止講習会を開催されていますが、調理師連合会からの依頼を受けて、県の保健所職員が講習会の講師を務めるなど、県と連合会が連携して取り組んでいるところです。

県としては、食の安全確保を一層図るため、今後とも引き続き調理師連合会と密接に連携していきたいと考えています。

○山本委員 調理師連合会の会員はどれくらいおられるのですか。

○田中消費・生活安全課長 不正確かもしれませんが、約100名と聞いております。

○山本委員 調理師免許を取るのに試験があると思うのですが、それは毎回どれくらい受験されますか。

○田中消費・生活安全課長 調理師試験に関してですが、例年受験される方は、400人から500人というところです。これに対して、合格される方は300人半ばぐらい当たりで、合格率は60%半ばで推移しているところです。

○山本委員 300人ぐらいが合格されるが、会員が100名ぐらいというのは、少し少ないと思います。各県に、調理師免許の試験があろうかと思うのですけれども、かといって、その300名が全部奈良県に就職されるということではないかもしれませんが、県外から受けにこられるのは自由だということも聞いています。そういう中で、調理師連合会のメンバーは何も多いからいいということではないのですけれども、私の関係する飲食業の方々も、福祉もそうですが、なかなか働き手がおられないということで店が保っていけないという声もよく聞きます。調理師連合会のメンバーは、調理師会員だからといって、調理が全部万全にできて、全員が飲食業で働くかということ、主婦の方もおられるし、いろいろな方が調理師免許を取られるわけですから、全てがそういうわけではないと思うのですけれども、会員数が多いことによって、あっせんをしたり、県内の食の活性化にもつながっていくという思いがあります。県と連携して調理師連合会の会員をふやしていく取り組みをぜひしていただきたいと思いますが、その点についてどうお考えですか。

○田中消費・生活安全課長 これまでも調理師連合会とはお付き合いがあり、さまざまな面でご協力をいただいたり、また、講習会で私ども職員が講師を務めるなど、連携を図っているところです。今後もこれだけのメニューなのか、さらにまた連携を図っていく部分

があるのか、検討させていただき、調理師業界の発展のために努力していきたいと思っております。

○山本委員 この点においては、とにかく食の安全ということで取り組んでいただいているのですが、県内の飲食業の活性化、もっと発展していくために調理師連合会のメンバーもふやす。そして、調理師連合会のいろいろな取り組みも充実していくということで、ぜひ県もかかわりを持っていただいて、さらなる取り組みをしていただきますようお願いしておきたいと思えます。

もう一点ですが、これは明日香村の私の関係する案件です。明日香村は昭和55年に明日香村特別措置法ができました。先日言いましたように、そのときに私は村議会議員にらせていただき、その後、県議会議員になるに当たって、最重要項目として取り組んできたことの中に、この歴史的風土特別保存地区での買い入れがあります。特別措置法によって開発ができない、土地の売買もままならない中で、風致景観を守らなくてはならないということと、お隣の橿原市の土地が高騰して、明日香村は全く土地が高騰しないという状況で、ハウスは建てられないからどうするのだということで、県の買い上げ制度をつくっていただいた。特に第二種地区の買い上げは明日香村独自のもので、それこそ全国で明日香村だけなのです。しかし、これがなかなか当時は買い上げていただきたいと思っても、予算がないということで、順番が物すごくたまってくる。県議会に出たときはこれを最重点としてやらせていただきたいという思いもあったのです。しかし、最近は県の取り組み、国の予算もしっかりとつけていただいて、単年度では無理だとしても、およそ2年なり3年以内には、買い上げをしていただいている。昔は5年以上かかった時代もありましたが、改めて、20年たって、今まで明日香村全体の買い入れは相当あったと思うのですけれども、その買い上げはどれぐらいあったのか確認しておきたいと思えます。

○伊賀景観・自然環境課長 明日香法、古都法による買い上げについて回答します。

古都法による買い入れ制度により、明日香村において、第一種地区では昭和45年から、第二種地区では昭和55年から買い入れを開始しております。

平成30年までの累計は、第一種地区では227件、面積が約20ヘクタール、第二種地区では430件、面積が約48ヘクタールで、明日香村全体では657件、面積が約68ヘクタールの買い入れとなっております。

また、種目別には山林が約6ヘクタール、田が約47ヘクタール、畑が約13ヘクタール、その他雑種地等で約2ヘクタールとなっております。

○山本委員 全部で68ヘクタールというのは、かなり買っていただいている、その恩恵は村民に帰ってきているわけですが、その買い上げた68ヘクタールを管理していかななくてはならない。毎年ふえ続けている買入地はどのように管理をされているのか。

○伊賀景観・自然環境課長 明日香村における古都法の買入地については、歴史的風土保存を目的に、県と村で当該地に係る維持管理の協定を締結しております。村が買入地の維持管理業務を行い、その費用を県が負担するもので、業務の対象地は毎年県と村で協議の上決定することとしております。

この協定は、村内の買入地全てを対象としていますが、維持管理の類型は、まず、村の意向を受けて、県から村に使用許可を出し、村が個人に営農等のために貸し出すことにより管理している土地が約33ヘクタール、次に、観光地や集落の周辺等で通行や景観に配慮するため、県から村に草刈りや樹木の剪定、花植え、清掃等業務委託している土地が約17ヘクタール、残る約18ヘクタールについては、山林の箇所であり、業務委託の範囲にはしていませんが、災害等必要に応じて村と協議の上、個別に対応しているところであります。

○山本委員 全体の管理の状況を聞かせていただきました。田んぼや山林もあるわけですが、山林は管理しにくいのではないかという思いがあるのですけれども、その点はどうか考えておられますか。

○伊賀景観・自然環境課長 基本的に、山林はそのまま山林として残して、景観保全していくのですけれども、災害等が起こった場合には、村と協議して対応していくということです。

○山本委員 よくわかりました。ことしも平成31年度予算の編成に当たって、買い入れ要望があると思うのですが、その点については現在どのような状況になっていますか。

○伊賀景観・自然環境課長 現在、該当する土地所有者からの買い入れ申し出を受理した分は全て平成31年度当初予算案に計上しております。

なお、執行に当たっては、国の交付金の決定額の範囲で当たることとなります。近年、国庫認証減により、対象地の一部を翌年度に持ち越すこともありますけれども、遅くとも買い入れ申し出のあった翌々年度には、全て執行できている現状です。

引き続き国に対し、必要額の予算確保についてしっかりと要望し、その確保に努めてまいります。

○山本委員 第一種地区は、ほかの市町村にもありますが、第二種地区は明日香村だけだ

ということで、平成31年度の第二種地区の買い上げは何件で、金額はどれぐらいになりますか。

○伊賀景観・自然環境課長 平成31年に予算計上している明日香村の第二種地区における買い入れ申し出は12件、面積約3万4,000平方メートル、金額にして、約2億1,000万円を計上しております。

○山本委員 大体わかりました。今後のことについてです。単年度の買い上げは、全部翌年度で買えるように予算組みをして、国へ要望するということですが、この制度は昔は予算がないということもあって、5年ぐらい待たされていたのです。国もあまり認めてくれないし、県もそれほど予算組みができていなかった時代があったのですが、現在、積極的に取り組んでいただいています。私は、村議会議員になったときからよく言っていたのですが、明日香村は、このままいったら天領になってしまうのではないかと心配をしていました。全部買い上げてもらったら、村の土地が全部なくなってしまうわけですから、買い上げ制度は、どんどんやったらいいというわけにもいかない。しかし、橿原市やほかの土地では、土地の売買が自由にできるが、明日香村では売買が自由にできない。こういう制度の中で、家を建てたり、結婚資金など、家庭の費用のいろいろな部分でこれを当てにするところが引き続きあると思います。吟味をしていかななくてはいけないと思うのですけれども、単年度、翌年度ぐらいで買い上げるような予算組みで、これからもしっかりと取り組んでいただくことを要望して、終わりたいと思います。

○安井委員長 お願いします。

ほかにありませんか。

○松尾副委員長 廃棄物に関して、簡潔に質問をしたいと思います。

昨日、東日本大震災発災より8年を迎えました。連日、どの番組でも、きのうも報道されていたのですが、改めて本当に災害の恐ろしさと、備えの大切さを思いました。今年度、くらし創造部において災害ボランティアの受援体制の整備事業など、いつ起こるかわからない災害に備えようということでやっていただいておりますが、本当に南海トラフ地震もいつ起こるかわからないような状況であり、報道で8年たった姿も見ていたのですが、災害の廃棄物はどこに行ったのかというように、本当によく8年であれだけの廃棄物を片づけられたものだという思いもありながら、もし南海トラフ地震が起こったときに、一体、災害廃棄物はどこに行くのか、この備えはできているのかという疑問があり、まずその点について、お伺いしたいと思います。

○野田廃棄物対策課長 松尾副委員長ご指摘の災害廃棄物の行き場所についてです。おそらく、松尾副委員長の念頭にはフェニックスが海上型の埋立処分場であることを捉まえておっしゃっている部分があると思います。フェニックスがそういう状況であることから、南海トラフ地震等の大規模な災害が発生したときの、いわゆるリダンダンシー、多重性、二重性とも言えますけれども、その視点から、内陸型の最終処分場の設置は重要な課題だと認識しております。

一方、災害廃棄物については、瓦れき等を含めた多くが一般廃棄物として処理されるスキームとなっていることから、最終処分に係る施設の確保については、市町村と連携して取り組まなければならない課題であると考えております。

なお、県内の市町村等が運営しております一般廃棄物の最終処分場は10施設で、残容量は約30万立方メートルとなっております。民間の許可処分場、最終処分場は7施設で、残容量は約90万立方メートルとなっております。いずれにしても、災害廃棄物を含めた最終処分場の整備については、立地場所の確保が最重要課題です。必要性、採算性、効率性等の側面からの検討以上に、立地地域の市町村及び住民の理解なしには進めることができないものと認識しております。

これまでに平成15年、平成16年に県内全市町村に対して、適地情報の提供をお願いしたこともあるのですが、どこからも提案はなく、適地を得るには至っていないのが現状です。このように、最終処分場の確保については、公設でも大変難しい課題です。しかし、引き続き海上埋立型のフェニックスの計画の推進についてもしっかりと関与していきながら、今後、県内での最終処分場についても研究課題としていく必要があると考えております。

○松尾副委員長 少し視点を変えて、これは通告していないのでわかっただけで結構なのですが、なかなか想定はできないと思いますが、これぐらいの規模の災害でしたら、恐らくこのぐらいの災害廃棄物が発生するので、大体、これぐらいの処分場の確保が必要であるなど、例えばそれが民間の現在7施設ある処分場に持っている協定を結んでいるなど、市町村の最終処分場の残容量が30万立方メートルで足りるのかというような計算は今までにしたことはありますか。

○野田廃棄物対策課長 奈良県災害廃棄物処理計画については、環境政策課が所管しておりますが、実働では廃棄物対策課もかかわっておりますので、そういう視点でお答えいたします。

奈良県災害廃棄物処理計画は前提として、宮城県での発生量と同等レベルとして計算をしております。宮城県の災害処理の状況を見ますと、全部で発生量が約1,951万トンです。市町村で処理したのは約半分の979万トン、宮城県が受託をして処理した量は972万トンになっております。宮城県が処理した972万トンのうち、最終処分をしたのが35万トンで、さらにその内訳として県内処分しているものは24万トン、県外処分しているものが約11万トンという状況です。

先ほど申しました、県内の最終処分場の容量は、単純に比較はできませんけれども、宮城県の場合を仮に当てはめたときに、宮城県が受託し、最終的に県内処分したのが24万トンです。先ほど、申し上げた県内のキャパシティーは、市町村施設が30万トン、民間施設で約90万トンという状況です。これを多いか少ないかというのは、別の判断になるかと思いますが、ボリューム的にどの程度発生しているのかという、松尾副委員長のご質問でしたので、以上のような形でお答えをさせていただきます。

○松尾副委員長 私もこの廃棄物処理計画を読ませていただいたのですが、とにかく一般廃棄物の処理も、産業廃棄物の処理も、フェニックスに頼っていく計画になっており、フェニックス依存型の計画だと思いました。南海トラフ地震は、津波が来るかどうかわかりませんが、ご存じのように、フェニックスは海上埋立ですので、昨年度も台風による高潮で関西国際空港が水につかってしまいました。そのときフェニックスがどんな状況だったかはわかりませんが、一度、台風でもフェニックスは被害を受けております。

南海トラフ地震が起こって、もし本当に大きな災害になって津波が来たら、フェニックスは絶対に機能を失います。そうすると、復旧するのにどれだけの日時がかかるかわかりませんが、各市町村の一般廃棄物の処理、そして、災害廃棄物の行き場が、本当に全くなってしまうのです。また、あわせて、現在、民間で7つある産業廃棄物の処理場ですが、県の産業を支えていくためには必ずごみは出ますので、これも必ず必要な施設だと思えます。しかし7つしかなくて、残容量は現在、まだ90万トンと言っていますが、いつかは埋まっていきます。民間でも施設設置許可をこれからとっていくのは非常に難しいという状況であり、そういうことを考えますと、県で災害廃棄物や一般廃棄物や産業廃棄物を、どんと受け入れるような施設を、今から計画をしておく段階になっているのではないかと考えております。奈良県の産業を支えていくために、また、災害に備え、市町村の一般廃棄物の処理を支えていくためにも、これを備えることが、県の大きな役割のようにも思っているのですが、榊田景観・環境局長のご所見があれば伺いたいと思います。よろ

しく願います。

○榊田くらし創造部長兼景観・環境局長 大規模災害を含めた、ごみの問題についてですが、最大級の被害が出たときの話と、通常災害レベルのものも含めて考えていく必要があると思っています。ごみは公のお金で面倒を見る一般廃棄物と、産業廃棄物の場合は限定列挙により、こういうものについては業者で見なさいという大きな法の区分があります。災害だけに焦点を当てると、環境省サイドで処理する場合は、例えば瓦れきであろうとビルの残骸であろうと、それは全て一般廃棄物の部類に入ります。

次に、大規模な災害の場合は、奈良県災害廃棄物処理計画で、災害規模を想定していますが、南海トラフ地震もそうですが、東縁断層の直下型の地震が起こったときに、県の防災とリンクした調査の結果、最大約1,700万トンほど出るだろうと考えられます。これが先ほど廃棄物対策課長が言っていました東北の宮城県と大体同じなのです。

宮城県も岩手県もそうですが、目安を3年として片づけました。なぜ3年間でできたか。国や県が動いたからです。災害ごみというのは通常ベースでは市町村の責任です。ところが、東北大震災の場合は、県が市町村から委託を受ける形で、県が直接行う、あるいは国が主導をするというルールを特別につくって片づけました。大きな災害時を想定しますと、県内の中間処理施設あるいは最終埋立焼却では、とても間に合いません。ですから、県の災害廃棄物処理計画のターゲットとしては、1,700万トンという数字を想定するならば、国主導のイメージをしています。県の役割としては、何をおいても、少なくとも3年以内に片づけるだけの広域連携、まずは近畿ですが、1,700万トンとなりますと現状では近畿だけでは無理です。ですから、全国の支援の形をつくるということが県の役割になると考えています。

また、東日本大震災のときもそうだったのですが、このときに一番問題になったのは、最終処分場の確保もあるのですが、実は中間処理です。焼却も中間処理ですから、焼却を含めてごみの量を減らすという中間処理、焼却、リサイクルといった施設を確保していくことも大きな課題です。県内にはありません。ですから大規模災害時については、緊急臨時的につくらざるを得ないというのが現状です。

一方で、とはいうものの、産業廃棄物の最終の行き先をどうするのか、フェニックス頼りでいいのかという課題は、1,700万トンの議論ではなくて、別にあると私は思っています。先ほど廃棄物対策課長が言ったように、リダンダンシーの場合は大規模災害でなかったとしても、リダンダンシーで問題はありません。近畿の中では調べると公的関与の

処分場は2府県あります。それは直営ではなく、株式会社あるいは公益財団法人で、県が出資する形です。経営の中身まで、まだ勉強しておりませんが、やはり内陸型で、最終産業廃棄物の行き先が必要かどうかという議論に立ちますと、必要か必要でないかとなると総論としては必要だという答えになるのだらうと思います。ただ、平成15年から平成16年に、県でこういう議論が起こったとき、そのときは環境問題から起こったと思いますが、産業廃棄物を原因とする環境問題があつて、公的にきちんとやりなさいという話の中で、県から正式に県内全ての市町村に候補地調査をしています。そのとき、いずれの市町村からも提案はなかったという現状があります。

そういうことで、私の考えとしては、産業廃棄物最終処分場については、産業を支える、あるいは非常時に備えるということで必要だと思いますけれども、効率性、採算性、必要性だけで評価してもゴールにはたどり着かない。やはり立地場所が一番大事だと思います。立地場所イコール市町村の考えから、住民の意向を踏まえた市町村の考えがあつて、候補地があつて、次に、県が関与するのか市町村が関与するのか集合体になるのか、これは手段の議論になると思います。そういうことで、松尾副委員長がおっしゃっていることは極めて重要な課題だと思います。これからも研究課題としていく必要性は十分に認識しておりますし、そのように受けとめていかなければならないと思っております。

○松尾副委員長 よくわかりましたが、とりあえず必要か、必要ではないかについては、梶田景観・環境局長は、多分必要だと思うとおっしゃりました。候補地を選定する作業は難しいのもよくわかっています。だからなおさら、今後、民間で設置するというのも恐らくもっとハードルが高くなると思っております。だからこそ、県が関与していただきたい。そして、候補地を選定するハードルが高いからこそ、今から備えに動いていただきたい。できるだけ早く動いていただかないと、本当にハードルが高くてなかなか目的を達成することができないと思いますので、その点をよろしく願いをしまして、質問を終わらせていただきます。

○安井委員長 ほかにありませんか。

ほかに質疑がなければ、これをもちまして、くらし創造部、景観・環境局、警察本部の審査を終わります。

なお、午後1時より総括審査を行いますのでよろしくお願いします。

なお、万が一部局別審査時に総括で質問する旨の発言忘れがあつた場合は、この後すぐ、委員長にご協議いただきたいと思います。

それでは、しばらく休憩します。